

○自衛隊が管理する飛行場等を国以外の者に使用させる場合の使用料等について

〔平成22年3月30日〕
〔財理第1380号〕

財務省理財局長から各財務(支)局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについては、防衛省経理装備局施設整備課長と別紙のとおり照復したので、通知する。

〔別紙1 理財局長から防衛省経理装備局施設整備課長あて同意文書
別紙2 防衛省経理装備局施設整備課長から理財局長あて協議文書

別紙1

自衛隊が管理する飛行場等を国以外の者に使用させる場合の使用料等について

〔平成22年3月30日〕
〔財理第1380号〕

財務省理財局長から防衛省経理装備局施設整備課長宛

平成22年3月16日付経施第2958号をもって協議のあった標記のことについては、異存がない。

別紙2

自衛隊が管理する飛行場等を国以外の者に使用させる場合の使用料について(協議)

〔平成22年3月16日〕
〔経施第2958号〕

防衛省経理装備局施設整備課長から財務省理財局長宛

平成20年3月13日付財理第1021号をもって協議の整った標記について、別紙のとおり一部を改正したいので、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年1月7日付蔵管第1号)第8節第1の規定に基づき、協議します。
なお、本件については、平成22年4月1日から適用することとしたい旨申し添えます。

添付書類:別紙

別紙

航空法第56条の4第1項により指定された施設のある 飛行場以外の飛行場等の使用料等について

第1 航空法第56条の4第1項により指定された施設のある飛行場以外の飛行場の使用料(消費税法(昭和63年法律第108号)第7条の規定により消費税を免除することとされた航空機にあっては1から3に規定する金額(ただし、4の適用のある場合にあっては、その金額。以下同じ。))とし、それ以外の航空機にあっては、1から3に規定する金額にそれぞれ1.05を乗じた金額とする。)

1 着陸料

(1) ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額の合計とする。

ア 航空機の重量(当該航空機の最大離陸重量をいう。以下同じ。)をそれぞれの各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額

(a) 25トン以下の重量については、1トン(1トン未満は1トンとして計算する。以下同じ。)ごとに 950円

(b) 25トンを超え100トン以下の重量については、1トンごとに 1,380円

(c) 100トンを超え200トン以下の重量については、1トンごとに 1,650円

(d) 200トンを超える重量については、1トンごとに 1,800円

イ 国際民間航空条約の附属書16に定めるところにより測定された離陸測定点と進入測定点における航空機の騒音値(当該騒音値のない航空機にあっては、当該航空機について、その製造国の政府機関の公表しているこれに準ずる騒音値)を相加平均して得た値(1EPN デシベル未満は1EPN デシベルとして計算する。)から83を減じた値に3,400円を乗じた金額

(2) その他の航空機については、航空機の着陸1回ごとに、航空機の重量をそれぞれの次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

ア 6トン以下の航空機については当該重量に対し 1,000円

イ 6トンを超える航空機

(a) 6トン以下の重量については、当該重量に対し 700円

(b) 6トンを超える重量については、1トンごとに 590円

2 停留料

停留料は、3時間以上飛行場に停留する航空機について、飛行場における停留時間24時間(24時間未満は、24時間として計算する。)ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額とする。

- | | |
|--------------------------------|------|
| (1) 23トン以下の航空機 | |
| ア 3トン以下の重量については、当該重量に対し | 810円 |
| イ 3トンを超え6トン以下の重量については、当該重量に対し | 810円 |
| ウ 6トンを超え23トン以下の重量については、1トンごとに | 30円 |
| (2) 23トンを超える航空機 | |
| ア 25トン以下の重量については、1トンごとに | 90円 |
| イ 25トンを超え100トン以下の重量については1トンごとに | 80円 |
| ウ 100トンを超える重量については、1トンごとに | 70円 |

3 格納庫使用料

格納庫使用料は、格納庫を使用する航空機について、格納庫の使用時間24時間(24時間未満は、24時間として計算する。)ごとに、停留料の規定に準じて計算して得た金額の2倍に相当する金額とする。

4 特則

- (1) 着陸料、停留料又は格納庫使用料は、1から3までの規定にかかわらず、専ら外交上の目的又は公共のために使用される航空機が使用する場合は徴収しない。
- (2) 着陸料は、1の規定にかかわらず、次に掲げる場合には徴収しない。
 - ア 試験飛行のための着陸又は離陸
 - イ 離陸後やむを得ない事情のため、他の飛行場に着陸することなしに、当該離陸した飛行場に着陸する場合の着陸
 - ウ やむを得ない事情による不時着及び不時着後最初に行う離陸
 - エ 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられた場合の着陸及び離陸
- (3) 停留料及び格納庫使用料は、2又は3の規定にかかわらず、(2)のエの場合には、徴収しない。

第2 飛行場以外の滑走路等の使用料

やむを得ない事情により飛行場以外の滑走路等を使用する航空機については、第1の使用料の基準を適用する。ただし、着陸料については、当該滑走路等の破損率に応じて5割以内を減額することができる。

第3 使用料の支払方法

着陸料(第2において適用する場合の着陸料を含む。)、停留料及び格納庫使用料は、それぞれ次の各号に定める時期に、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、あらかじめ当該飛行場等を管理する部隊等の長の承認を受けた者は、別に防衛大臣の定めるところにより1箇月(歴月をいう。)分を取りまとめて支払うことができる。

- 1 着陸料は、着陸後
- 2 停留料又は格納庫使用料は、その使用を終えた際